

令和7年12月24日

A L P S 処理水に係る海水モニタリングの結果について (トリチウムの迅速分析・速報値)

県では、A L P S 処理水の海洋放出に伴う海域への影響を監視するため、海水のトリチウム濃度を速やかに確認・公表するための迅速分析を実施しております。

海洋放出期間（令和7年度6回目）中の令和7年12月17日に採水した海水のトリチウム濃度は、迅速分析を実施した結果、下図のとおり **1 測点で5.5 Bq/L、8 測点で検出下限値未満（3.7～4.1 Bq/L未満）**であり、人や環境への影響がないレベルであることを確認しました。

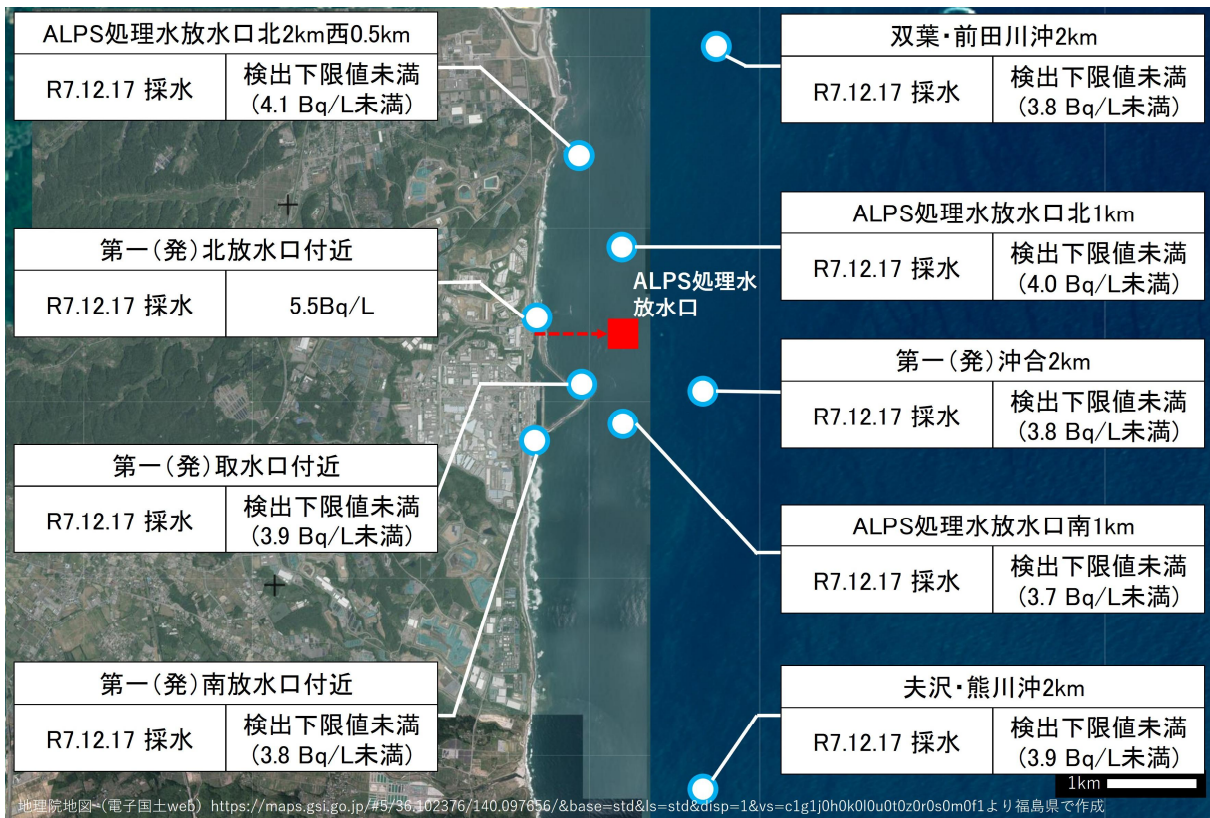


図 A L P S 処理水に係る海水モニタリング結果（トリチウムの迅速分析）

※ A L P S 処理水の海洋放出開始以降、前回までに県が実施したトリチウムの迅速分析の結果は、検出下限値未満～5.5 Bq/Lであり、県ホームページから確認できます。

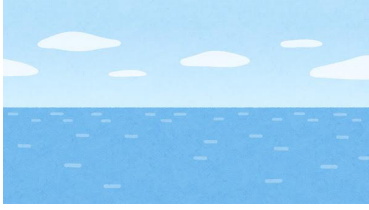
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/moni-k.html>)

※ トリチウムの迅速分析については、検出下限値の目標値を10 Bq/Lとして、測定時間を短縮する等により、速やかに測定することができます。

検出下限値の目標値10 Bq/L未満であれば、日本全国における2015年度以降の海水の最大値20 Bq/Lや排水に関する国の安全規制の基準及びWHO飲料水の基準を下回っていることを確認できます。

※ トリチウムの電解濃縮法による分析（検出下限値の目標値0.1 Bq/L）は、月に1回実施しております。

参考１：身の回りにおけるトリチウムの濃度範囲（日本全国）（2015年度以降）

	海水	20 Bq/L以下
	水道水	1.2 Bq/L以下
	雨水（降水）	7.3 Bq/L以下

出典：環境省 ALPS処理水に係る海域モニタリング情報

(<https://policies.env.go.jp/water/shorisui-monitoring/>)

参考２：国内外のトリチウムに関する指標値

排水に関する国の安全規制の基準	60,000 Bq/L
WHOの飲料水の基準	10,000 Bq/L

出典：環境省 ALPS処理水に係る海域モニタリング情報

(<https://policies.env.go.jp/water/shorisui-monitoring/>)

参考３：福島第一原子力発電所周辺海域におけるこれまでの海水モニタリング結果（福島県実施分）

	令和5～6年度	原発事故後 （事故後～令和4年度）	原発事故前
トリチウム（H-3）	1.6 Bq/L以下	8.8 Bq/L以下	2.9 Bq/L以下

参考４：他の機関のALPS処理水に係る海水モニタリングの結果

環境省 (<https://policies.env.go.jp/water/shorisui-monitoring/>)

東京電力 (<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/monitoring/>)

県の測定結果は県HPからも確認できます。



福島県海域モニタリング

検索

